



# 武蔵野大学 学術機関リポジトリ

Musashino University Academic Institutional Repository

不適切な養育環境を経験した子どもとその保護者に対する親子相互交流療法(PCIT)の有効性に関する記述的研究

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2017-07-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 上原, 由紀
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/584

# 博士学位論文

内容の要旨及び論文審査結果の要旨

第 36 号

2017年3月

武蔵野大学大学院

# はしがき

本号は、学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第8条による公表を目的として、 2017年3月18日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨及び論文審査の 結果の要旨を収録したものである。

### 目 次

氏 名	学位記番号	学位の種類	論 文	題		頁)
	21/3745	- <b></b>	# <del>==</del>	元日	H ( )	<b>月</b> )
<i>P</i>	1 124111 11 7		HIMI 🔨	N23	H ()	ァ スノ

上原 由紀 博士甲第36号 博士(学術)

不適切な養育環境を経験した子どもとその保護者に対する

親子相互交流療法 (PCIT) の有効性に関する記述的研究 ··· 1

氏 名 上原 由紀

学 位 の 種 類 博士 (学術)

学位記番号 甲第36号

学位授与の日付 2017年3月18日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

学位論 文題 目 不適切な養育環境を経験した子どもとその保護者に対する

親子相互交流療法(PCIT)の有効性に関する記述的研究

論文審査委員 主査 国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所 成人保健研究部

金 吉晴

副 查 武蔵野大学 教授

小西 啓史

副 查 武蔵野大学 教授

小 西 聖 子

# 論文内容の要旨

虐待相談対応件数は、統計開始以降増加し続け、2015 年度には速報値で10 万件を突破した(厚生労働省、2016)。虐待を受ける子どもは就学時前年齢が半数近くにのぼることも明らかになっている。昨年度には、通告電話番号の3 桁化も開始し、虐待の早期発見や早期対応への取り組みが進んできており、近隣や学校、警察からの通告が増え、児童を保護することが可能になってきている。一方で、家庭的養育の重要性が指摘されるようになり、2004 年には児童虐待防止等に関する法律(以下、虐待防止法)の改正によって、施設に措置されている児童の家族再統合促進の必要性が明示された。そのためには、虐待を受けた子ども、虐待を行った保護者、両者の関係性を治療によって回復が必要である。しかし、具体的な支援方法は、各自治体の児童相談所が業務に追われながら、試行錯誤しているのが現状である。また、家庭的養育の促進のため、児童養護施設の小規模化に加えて、里親・ファミリーホームの委託を増やすことが各児童相談所に課されている。しかし、里親委託が増えるとともに、児童養護施設と同様に、虐待と施設での生活の影響を持つ子どもたちの対応に苦慮する里親

が増え、その支援が課題となっている。被虐待経験や施設での生活による反応性愛着障害、 PTSD 症状など困難を抱える児童への対応は、虐待加害をした保護者のみならず、里親への 支援としても急務であると言える。加えて、和田らの調査によれば、一時保護している児童 のうち、過去に児相の関わりがあった割合は 61.8%と高く (和田, 2014)、虐待が繰り返され やすいことが示され、長期的に虐待予防につながる継続可能性の高い支援が求められている。

Parent-Child Interaction Therapy (以下、PCIT) は、外在化行動障害を対象にした問題 行動を減らす心理療法として、Eyberg によって考案・開発され(Eyberg, 1988)、現在もマ ニュアルの改訂や認定制度など発展を続けている。1990年代には虐待被害を受けた子ども の問題行動にも対象が拡大された (Borrego, et al, 1999; 他)。DV 被害を受けた親子に対し て有効であったとの報告もある (Pearl, 2008; 他)。加えて、里親子にも実践が広がり (Timmer, et al, 2006; 他)、米国では里親子用の PCIT のワークショップなども行われてい る (McNeil,2005)。米国の国立子どものトラウマストレスネットワーク The National Child Traumatic Stress Network(NCTSN)においてエビデンスに基づいた治療とされ、メタアナ リシス研究においても効果が示されている (Thomas & Gembeck, 2007; 他)。また、Chaffin ら(2004)の研究によれば、通常の支援で850日後の再虐待率が49%であったのに対し、 PCIT を実施したケースでは 19%であったという中期的効果も明らかになっている。さらに、 2011 年には、地域の機関で実施した効果検証を行い、通常のオリエンテーションと治療の組 み合わせでは再虐待率が41%だったのに対し、セルフモチベーショングループのオリエンテ ーションと PCIT の組み合わせでは再虐待率が 29%であることが確認されている (Chaffin, et al, 2011)。日本においても、いくつかの事例研究が報告され、少しずつ実践が積み重ねら れているが、児童相談所事例の検証は小平(2013)のみである。加えて、民間機関との比較、 里親事例の検討については、日本においてはまだ報告がない。

児童相談所における支援では、自発的に相談していない保護者も多いため、保護者のモチベーションの維持が困難である。しかし、PCITでは、セラピストがその場で子どもの行動を確認できるため、親と困難感を共有しやすいこと、保護者のできている面を褒めて強化することなど、保護者のニーズや課題の解決に利点があり、モチベーションが維持しやすいのではないかと考えられる。PCITでは、セラピストの前で実践して経験することで、体験的に学べることが他のペアレントトレーニングとの大きな違いである。セラピストは、親子を現実に観察し、その親子に合ったスキルを促し、修正も強化も即時的に可能となるダイナミ

ックな手法と言える。また、セラピストが子どもを治療するのではなく、保護者の治療的な関わりを増加させるため、子どもの安定が継続しやすい。PCIT は、一貫性、徹底性、予測性を重要視しており、保護者が子どもへの関わりにおいてやるべきことが決まっている。そのため、感情的なエスカレーションを避けやすく、虐待的関わりに陥ることを防ぐ可能性が高い。加えて、対象年齢は虐待が重篤化しやすい幼少年齢であること、現在の児相に多く通告がある DV 事例にも有効性が示されていること、里親子への実践も多数報告されていることなどから、児童相談所事例への有用性が期待される。

そこで本論文では、不適切な養育を受けた子どもとその保護者を対象として、PCIT の実施した結果を用い、有用性を検討した。第1部では、児童虐待の現状と児童相談所におけるPCIT の必要性、PCIT の方法、先行研究について述べた。第2部では、一般心理臨床機関での12事例、児童相談所において虐待に関連して親子関係の改善を必要とする11事例を対象にPCITを実施し、事例を集積し、研究法の許す範囲内で児童虐待の領域における、PCITの適応可能性と有効性について検討した。更に、児童相談所における虐待に関連する里子と里親の11事例と里親以外の事例20事例についてPCITの結果を比較している。第3部では、総合考察を行った。

以下、論文内容についてその要旨を各章ごとに述べる。

#### 第1章 不適切な養育環境の定義および本論文の研究対象

この章では、まず、児童虐待や不適切な養育環境の法的根拠を示し、本論文が対象とする子ども、及び、その保護者について示す。海外においては、PCIT はその効果が実証されているが、日本と海外とでは、児童虐待に関する法律や政策が異なるため、単純には比較できない。日本での有効性を検証するには、本国の児童虐待をめぐる実態を押さえておく必要がある。そのため、児童虐待への支援として PCIT を活用する際の対象について、法律ではどう捉えられているかをまとめている。

児童福祉法では、児童虐待については明記していないが、「要保護児童」の説明として、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」と述べている。虐待防止法においては、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待について定義されている。加えて、「不適切な養育」と訳されているマルトリートメントの説明として、海外では身体的虐待、心理的虐待、性的虐待とネグレクトを区別しており、それらを総称し

てマルトリートメントという言葉を使用しているが、日本においてはネグレクトも含む総称として児童虐待という言葉を使用しているため、マルトリートメントと同義であるとしている。最後に、「養育支援訪問事業のガイドライン」によると、「養育支援が特に必要とする家庭」として、①若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭、②出産後間もない時期(おおむね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭、③食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭、④児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭が挙げられている。つまり、保護者が若年であること、望まない妊娠による出産であること、保護者の強い養育不安があること、虐待リスクが見られること、施設入所・里親委託後であることが要支援家庭として提示されている。

以上を押さえた上で、本研究における「不適切な養育」とは、①虐待防止法に挙げられている、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種の虐待、及び、②訪問事業に挙げられている、若年・望まない妊娠、産後うつ等の精神的不安定、虐待リスクの高い家庭、乳児院・児童養護施設での生活を指すこととした。それらに該当する、A県公的機関とB都民間機関でPCITを実施されたデータを使用するものとする。

#### 第2章 児童虐待に関する支援の実態

児童相談所における児童虐待の受付件数が増加する一方で、児童福祉司の増員もはかられているが、虐待受付件数の増加に伴っておらず、主担当ケース数は平均 58.23 件(高橋,2012)であり、都市部では 100 件を超えることも珍しくない。担当ケースの中でも最も多いのは、虐待事例であり、業務負担も大きい。欧米では、福祉司 1 人あたり 20 件程度と言われており、児童福祉司への負担が大きいことが分かる。2017 年度(一部 2016 年度)には、児童福祉法、虐待防止法、母子保健法が改正され、家庭的養育の促進に大きく動くこととなる。これまでは子どもの命を優先して保護に重点を置いていたが、今後は、それに加えて、家族再統合、及び、里親委託をこれまで以上に推進するよう求められている。そのため、児童相談所は体制と専門性を強化してより児童虐待のリスクが高い事例に対応し、市町村は出産から自立まで切れ目のない支援を行う方針を立てている。

そのような実態の中、施設に入所した児童やその保護者、里親への支援は十分とは言えない。一般的には、児童虐待を受けた子どもに対しては、プレイセラピーや表現療法、認知行動療法、言語療法などが行われている。虐待を行った保護者に対しては、主に子どもとの関わりを学ぶ、教育的なペアレント・トレーニングが広く用いられており、エビデンスのある治療法として、AF-CBTや PCITが取り入れられ始めている。児童相談所においては、そうした心理治療を行っている自治体はまだ少ないが、保護者への支援の必要性が虐待防止法に明記されて以降、少しずつ、各自治体で模索しながら援助技法が始められている。山本ら(2014)は、回答が得られた113か所の児童相談所で行われている援助プログラムについて報告している。実施件数の多いプログラムとしては、当事者参画(合同ミーティング等)が79件、サインズ・オブ・セイフティ・アプローチが42件と、課題整理や問題解決のための手法が上位を占め、次にコモンセンス・ペアレンティング(CSP)が22件、個別カウンセリングが17件と続く。PCITは、その他項目で1件のみ回答があった。これらは、問題整理の手法もエビデンスに基づく心理治療も区別されずに調査されており、その目的も必要な専門性も異なる。心理支援に限定すれば、ほとんど実施されていないのが現状である。

施設に入所した児童が、安全に保護者や里親と生活するためには、保護者や里親への心理 治療は欠かせない。児童相談所の虐待事例において、どのような支援が有効かの検証は今後 も積み重ねる必要がある。

#### 第3章 親子相互交流療法 Parent-Child Interaction Therapy(PCIT)の概要

PCIT は、保護者と児童が遊ぶ場面をワンウェイミラー等でセラピストが観察し、トランシーバーを用いて、保護者にライブコーチングする手法である。対象年齢は2歳半から7歳が適当であるとされている。基本的に週に1度の頻度で、1度のセッションは60分程度で行われ、通常12から16セッションで修了すると報告されている。子ども主導で遊び、肯定的関係性を強化するChild Directed Interaction(以下、CDI)の段階と、親が主導を取り、子どもへの指示の手順を体得するParent Directed Interaction(以下、PDI)の段階とがある。事前・事後で親子の様子を観察するアセスメントセッション、CDI、PDI それぞれのスキルについてセラピストから保護者にレクチャーするティーチングセッション、実際に遊びの場面でコーチングをおこなうコーチングセッションがある。毎回、最初にCDI、PDI 各々5分間で、DIPICS(Eyberg, 2013)を用いて、保護者の発言を分類し、スキルの習得度を確認す

る。その結果から、CDIのスキルが基準に達したら、PDIの段階に移行するマステリング方式を取っている。また、家で毎日 5 分間「特別な時間」の宿題を行い、スキルの般化を目指す。子どもの問題行動と保護者の困難感は、保護者による自記式尺度である ECBI (Eyberg, 1999)で数値化し、毎回確認をおこなう。子どもの問題行動が減少し、保護者が CDI、PDIのスキルを習得し、子どもの対応に自信が持てることで、修了となる。

現在、PCIT international がマニュアルの改訂や資格の認定などを行っている。日本には 2008 年に東京女子医科大学附属女性生涯健康センター(加茂登志子センター長)により導入 され、2011 年 4 月には PCIT-Japan が発足し、日本における普及・研鑽の中心的役割を担っている。本研究の実施者は、ワークショップを受け、定期的に SV や勉強会で研鑽し、情報の更新を行っている。なお、実施に当たっては、実施当時の最新のマニュアル、DPICS を使用している。

第4章 【研究1】日本における不適切な養育環境を経験した子どもとその保護者に対する PCIT の適用可能性と有用性に関する考察

対象をリクルートする場所、方法が、PCIT の介入結果に大きな影響を与えることは想像に難くない。Eyberg は PCIT を大学における臨床の設定で行っているため、まず大学の臨床施設において PCIT を行った 12 事例を対象にその適用可能性と有効性を検討した。対象者は 5 歳から 10 歳の男女児とその親であり、実母と子どもの組み合わせが 10 例を占め、DV目撃や DV 被害による母の養育力の低下、子どもの発達障害により養育が虐待的になっている事例などであった。親からの申し込みと他のセラピスト、施設からの紹介が最も多かった。主要なアウトカムは、PAAI-R(虐待心性尺度)、DPICS、ECBI等である。PCIT は平均 6 か月継続し、中断率は 25%であった。結果として有害事象はなく、中断率も低く、PCIT は実施可能であることが示され、保護者の満足度が高いことも含めて、海外先行研究と同様の結果であった。ECBI は平均 146 点から 108 点と減少した。子どもの問題行動は、ほぼ標準域まで軽減したことになる。小数事例対象のオープン研究であり、実施者が研究者自身であることも含め様々な限界がある。

第5章【研究2】日本の児童相談所における PCIT の適用可能性と有用性の検討 本章では対象を児童相談所における児童虐待に関連した保護者と子どもの事例を対象に 11 事例に対して PCIT を行った。本章は筆者が学術誌に発表した論文(上原, 2016)の事例に さらに新しい事例を付加して、児童相談所で筆者の行った PCIT の全事例を検討している。 これらは児童相談所で臨床的必要性を評価し選択された事例であり、動機付けは、第4章の 対象とは異なっている。対象となる子どもは全員保護を経験しており、年齢は2歳から7歳 であり、保護者は実母が4例、里母4例、里父、養母、継母が各1例であった。

中断率は 9%であり、児童相談所でも、有害事象なく中断率も低く実施できている。治療の平均期間は約 8 か月であった。ECBI の変化は 96 点から 91 点であり、大学における研究に比べ、開始時の得点が少ない傾向にあった。保護者の評価は積極的であった。調査が可能であった事例 5 例に関しては、PCIT 後、平均 3 年 3 か月後までに児童相談所が再び関わった事例は学校不適応による 1 例であった。

児童相談所における事例には大学の事例とは異なる困難さがある。第一には、対象保護者の動機づけの問題があり、虐待加害者の実親も、これから養育する里親もそれぞれに課題があった。特に里親の場合、一緒に生活した経験がなく、子どもに問題を感じる前に予防的にPCITを行っているという、特殊な状況があった。第二に子どもが、分離を必要とするような重篤な虐待を経験していることがあり、子どもの行動変容の困難につながっていると考えられる。第三には児童相談所という実施場所の問題であり、従来の方法では、効果的な介入が出来ないような困難事例がPCITの対象事例として紹介されがちなこと、このような心理療法に慣れていないことがあげられる。このほかにも児童相談所という多くの職種が働く場所、複雑な機能を果たしている場所での実施に係る様々な問題について考察した。

第6章【研究3】アタッチメントの課題を持つ里子の問題行動に対する PCIT の有効性に関する検討

前章で、里親は PCIT の対象となる保護者として、特に動機づけの面からみると特異な存在であることが考察されたため、本章では県内の 6 児童相談所、1 支所において、臨床的必要があると評価された里親群と非里親群に PCIT を行い、介入の結果にどのような違いがあるか比較検討した。また本研究のみ、治療実施者は複数であり、PCIT の経験の浅い治療者が含まれている。またこの 2 群には前章の対象となった事例も一部含まれている。

対象となった事例は里親群 11 例、非里親群 20 例であった。中断率は里親群が 18.18%、 里親以外が 55.00%に上り、非里親群の方が中断率が高かった。また前の 2 つの研究より中 断率が高くなった。研究2と研究3では、全体では対象の性質が大きく違わないことを考慮すると、中断には技術の習熟が大きな影響を与えるのかもしれない。治療継続期間は里親が約9か月、非里親が約7か月であった。里親群のECBIは開始時の得点が低く、72点から83点となり、上昇した。非里親群では99点から76点と減少した。里親に関しては前章でも指摘した予防的に実施している影響が大きいことが分かる。ECBIの経過を見ると、実際にはPCIT実行中に初めて子どもの問題に気づくという状況や、その里親なりの育児に対する考え方があり、子どもを保護された実親のように育児の困難を感じているわけではないことなどが、このような結果をもたらしていると考えられた。特に子どもの問題行動に対して、何もしない(ignore無視する)ことに対する抵抗感が大きいことが分かった。また、職員の間には躾のセッションについて抵抗が見られた。これは、これまで里親に初期の問題行動を「子どもの試し行動」としてすべて受け入れるべきであるとされてきており、このことの影響もあるかもしれないと考察した。

#### 第7章 総合考察

ここまでの文献研究による児童相談所の抱える治療面に関するニーズや現在の状況、症例 集積研究による PCIT の有用性、児童相談所での実施における問題等を考察した。

まず、児童相談所で児童虐待の事例への対応が、安全確保から自立へと支援の重点が移る中で、PCIT が有効な役割を果たせる可能性について述べた。実親との再統合の可能性を安全に高めるためにも、また里親が困難な子どもに対してあらかじめ個別の特性を把握し、対応の練習を行うためにも、PCIT はよい機会となる可能性がある。次に児童虐待予防としてPCIT を実施する上での課題として児童相談所でPCITを行うことが再統合の条件とされる危険性について述べた。すなわちこれを実施すれば、再統合が可能になるという形で一種の「お墨付き」として使われる危険について述べた。そのような場合に保護者の困り感が表出されにくくなったり、心理的親子関係以外の問題が解決されないまま再統合が行われ、虐待が生じる危険性が高まったりする可能性がある。心理療法としての治療目標と、児童虐待対応としての福祉的判断は重なる点もあるが重ならない点もあることを意識していくべきであることを考察した。次に、技法としてのPCIT実践の課題が述べられている。主にセラピストのトレーニング、人員、コストなどの問題である。最後に、PCITを習熟した治療者が行えば、児童虐待に関連するような困難事例にも、低い中断率で、PCITが行え、特に有害事象も

報告されず、保護者の主観的評価は高く、有用である可能性があること、しかし、里親への 適応に関しては、臨床的には有用である可能性があるが、通常の臨床例や児童相談所の家族 再統合とは異なる目的、異なる経過を取ると考えたほうがいいかもしれないことなどを指摘 した。加えて、本論文第二部は、統制群のない症例集積研究による適用可能性、有用性の検 証の限界だけでなく、特定の一県で特定の治療者により行われた研究であることも限界とし て意識する必要がある。

#### 【引用文献】

Borrego Jr, J., Urquiza, A. J., Rasmussen, R. A., & Zebell, N. (1999). Parent-child interaction therapy with a family at high risk for physical abuse. Child Maltreatment, 4(4), 331-342.

Chaffin, M., Silovsky, J. F., Funderburk, B., Valle, L. A., Brestan, E. V., Balachova, T., ... & Bonner, B. L. (2004). Parent–Child Interaction Therapy With Physically Abusive Parents: Efficacy for Reducing Future Abuse Reports. Journal of Consulting and Clinical Psychology, 72(3), 500-510.

Chaffin, M., Funderburk, B., Bard, D., Valle, L. A., & Gurwitch, R. (2011). A Combined Motivation and Parent-Child Interaction Therapy Package Reduces Child Welfare Recidivism in a Randomized Dismantling Field Trial. Journal of Consulting and Clinical Psychology, 79(1), 84-95.

Eyberg, S. M. (1988). Parent-child interaction therapy: Integration of traditional and behavioral concerns. Child & Family Behavior Therapy, 10(1), 33-46.

EybergSM, PincusD. (1999). Eyberg Child Behavior Inventory and Sutter-Eyberg Student Behavior Inventory- Revised: Professional Manual. Phychological Assessment Resources, Odessa, FL.

EybergSM, NelsonMM, Ginn NC, Bhuiyan. (2013). Dyadic Parent-Child Interaction Coding System: Comprehensive Manual for Research and Training (4th ed.). Gainesville, FL: PCIT International.

McNeil, C. B., Herschell, A. D., Gurwitch, R. H., & Clemens-Mowrer, L. (2005). Training Foster Parents in Parent-Child Interaction Therapy. Education and Treatment of Children, 28(2), 182-196.

Pearl, E. S. (2008). Parent—Child Interaction Therapy with an Immigrant Family Exposed to Domestic Violence. Clinical Case Studies, 7(1), 25-41.

Timmer, S. G., Urquiza, A. J., & Zebell, N. (2006). Challenging foster caregiver—maltreated child relationships: The effectiveness of parent—child interaction therapy. Children and Youth Services Review, 28(1), 1-19.

Thomas, R., & Zimmer-Gembeck, M. J. (2007). Behavioral outcomes of parent-child interaction therapy and Triple P—Positive Parenting Program: A review and meta-analysis. Journal of abnormal child psychology, 35(3), 475-495.

高橋重宏他. (2012). 児童相談所児童福祉司の専門性に関する研究. 日本子ども家庭総合研 究所

西澤哲,屋内麻里. (2006). 虐待的行為につながる心理的特徴について:虐待心性尺度 (Parental Abusive Attitude Inventory:PAAI) の開発に向けての予備的研究. 平成 17 年度 厚生労働科学研究費補助金 (子ども家庭総合研究事業), pp.133-144.

山本恒雄ら.(2014). 児童相談所における保護者援助のあり方に関する実証的研究. 日本子 ども家庭総合研究所

和田一郎. (2014). 一時保護所における支援の充実-一時保護所の概要把握と入所児童の実態調査-. 日本子ども家庭総合研究所紀要第 50 集.

## 論文審査結果の要旨

#### 論文内容の要旨

本論文は、親子相互交流療法 Parent-Child Interaction Therapy(以下 PCIT とする)と 名付けられた親子の相互交流に同時に働きかける心理療法を用いて、虐待や不適切な養 育環境を経験した子どもとその保護者を対象に、親子の行動変容を促す介入の結果を検 討した研究である。

第 I 部では、児童虐待の現状と児童相談所における PCIT の必要性、PCIT の方法、先行研究について述べ、第 II 部では一般心理臨床機関での 12 事例、児童相談所において虐待に関連して親子関係の改善を必要とする 11 事例を対象に PCIT を実施し、事例を集積し、研究法の許す範囲内で、児童虐待の領域における、PCIT の適応可能性と有効性について検討している。さらに、児童相談所における虐待に関連する里親と子どもの 11 事例、里親以外と子どもの 20 事例について PCIT の結果を比較している。

以下論文内容についてその要旨を各章ごとに述べる。

第 I 部 児童虐待および親子相互交流療法 (PCIT) に関する現状と研究の外観 第 1 章 不適切な養育環境の定義および本論文の研究対象

この章では、まず、児童虐待や不適切な養育環境の法的根拠を示し、本論文が対象とする子ども、及び、その保護者について示す。海外においては、PCIT はその効果が実証されているが、日本と海外とでは、児童虐待に関する法律や政策が異なるため、単純には比較できない。日本での有効性を検証するには、本国の児童虐待をめぐる実態を押さえておく必要がある。そのため、児童虐待への支援として PCIT を活用する際の対象について、法律ではどう捉えられているかをまとめている。

#### 第2章 児童虐待に関する支援の実態

次に、児童虐待予防支援になぜ PCIT が有用であると考えられるかを示すために、児童相談所の支援の実態について述べる。2000 年に虐待防止法が施行されて以降、同法は何度かの改正を経て、現在も見直しがされ続けている。更に論文では児童相談所で現在

行われている支援、今後求められる支援を検討している。児童虐待相談対応件数の増加に伴い、ただ安全のために一時保護したり施設に措置したりするだけでなく、児童虐待や不適切な養育のある親子への行動変容を目指した治療的対応が急務となっていて、様々な手法が導入されている状況が説明されている。しかし、このような心理療法的なかかわりは、児童相談所の業務としては歴史が浅く、用い方も用いられる心理療法の内容についても不十分な状態にあることが示されている。枠組みのあるプログラムは一切用いられていない児童相談所も多いことが推測される。その中でもっとも用いられている方法はコモンセンスペアレンティングや親に対する教育プログラムであり、マニュアル化された心理療法が用いられているのは筆者の属する児童相談所を含む数か所に過ぎないことが分かる。

#### 第3章 親子相互交流療法 Parent-Child Interaction Therapy(PCIT)の概要

子どもに対する心理療法では親とのかかわりは常に大きな意味を持っていることが知られており、両方への働きかけが必要なことは子どもの心理療法を扱う者にとっては常識である。両方の行動変容に直接的に行動療法的に働きかける PCIT の手法について解説している。まず理論の概要について、本療法の創設者である Eyberg の理論とその発展、日本での普及の状況について述べ、その後手法を具体的に解説している。最後に研究の広がりについて先行研究を概観している。本研究の対象である児童虐待や不適切な養育環境にある親子への適用、里親への適用を行った先行研究が紹介されている。

PCIT は、1980 年米国の心理学者 Eyberg によって、行動障害を持つ子どもとその保護者を対象として最初の検証結果が報告され、1988 年にマニュアル化された心理療法である。実際の保護者と子の交流場面を扱い、リアルタイムで、保護者の子どもとのかかわりにセラピストが介入して、行動変容を促していく。アタッチメント理論と学習理論にもとづき、行動変容を促すという構造になっており、心理学的に言えば行動療法的要素とプレイセラピーの要素の双方を含んでいる。「コーチング」という言葉が PCIT の中では使われるように、具体的実際的に保護者に子どもとのかかわりを教えていく方法はユニークであり、かつ、子どものプレイセラピーの領域では数少ない科学的実証のあるマニュアル化された心理療法である。

PCIT は加茂により 2008 年から日本に紹介されているが、研究としては少数例の記述的

第Ⅱ部 不適切な養育環境を経験した子どもとその保護者への PCIT の有効性の検討 第4章 【研究1】日本における不適切な養育環境を経験した児童とその保護者に対す る PCIT の適用可能性と有用性に関する考察

対象をリクルートする場所、方法が、PCIT の介入結果に大きな影響を与えることは想像に難くない。Eyberg は PCIT を大学における臨床の設定で行っているため、まず大学の臨床施設において PCIT を行った 12 事例を対象にその適用可能性と有効性を検討している。対象者は 5 歳から 10 歳の男女児とその親であり、実母と子どもの組み合わせが10 例を占め、DV 目撃や DV 被害による母の養育力の低下、子どもの発達障害により養育が虐待的になっている事例などであった。親からの申し込みと他のセラピスト、施設からの紹介が最も多かった。主要なアウトカムは、PAAI-R(虐待心性尺度)、DPICS(保護者の行動変容)、ECBI(子どもの行動変容)等である。PCIT は平均 6 か月継続し、中断率は 25%であった。結果として有害事象はなく、中断率も低く、PCIT は実施可能であることが示され、保護者の満足度が高いことも含めて、海外先行研究と同様の結果であった。ECBI は平均 146 点から 108 点と減少した。子どもの問題行動は、ほぼ標準域まで軽減したことになる。少数事例対象のオープン研究であり、実施者が研究者自身であることも含め様々な限界があることが述べられている。

#### 第5章【研究2】日本の児童相談所における PCIT の適用可能性と有用性の検討

本章では対象を児童相談所における児童虐待に関連した保護者と子どもの事例を対象に11事例に対してPCITを行っている。本章は筆者が学術誌に発表した論文(上原、2016)の事例にさらに新しい事例を付加して、児童相談所で筆者の行ったPCITの全事例を検討している。これらは児童相談所で臨床的必要性を評価し選択された事例であり、動機付けは、第4章の対象とは異なっている。対象となる子どもは全員保護を経験しており、年齢は2歳から7歳であり、保護者は実母が4例、里母4例、里父、養母、継母が各1例であった。

中断率は9%であり、児童相談所でも、有害事象なく中断率も低く実施できている。治療の平均期間は約8か月であった。ECBIは平均96点から91点への変化であり、大学

における研究に比べ減少が少ない傾向にあった。保護者の評価は積極的であった。調査が可能であった事例 5 例に関しては、PCIT 後、平均 3 年 3 か月後までに児童相談所がかかわった事例は学校不適応による 1 例であった。

児童相談所における事例には大学の事例とは異なる困難さがある。第一には、対象保護者の動機づけの問題があり、虐待加害者の実親も、これから養育する里親もそれぞれに問題があった。特に里親の場合、一緒に生活した経験がなく問題を感じる前に予防的に PCIT を行っているという、特殊な状況があった。第二に子どもが、分離を必要とするような重篤な虐待を経験していることがあり、子どもの行動変容の困難につながっていると考えられる。第三には児童相談所という実施場所の問題であり、従来の方法では、効果的な介入が出来ないような困難事例が PCIT の対象事例として紹介されがちなこと、このような心理療法に慣れていないことがあげられる。このほかにも児童相談所という多くの職種が働く場所、複雑な機能を果たしている場所での実施に係る様々な問題が考察されている。

第6章【研究3】アタッチメントの課題を持つ里子の問題行動に対する PCIT の有効性 に関する検討

前章で、里親は PCIT の対象となる保護者として、特に動機づけの面からみると特異な存在であることが考察されたため、本章では県の 6 児童相談所、1 支所において、臨床的必要があると評価された里親群と非里親群に PCIT を行い、介入の結果にどのような違いがあるか比較検討した。また本研究のみ、治療実施者は複数であり、PCIT の経験の浅い治療者が含まれている。またこの 2 群には前章の対象となった事例も一部含まれている。

対象となった事例は里親群 11 例、非里親群 20 例であった。中断率は里親群が 18%、 里親以外が 55%に上り、非里親群のほうが中断率が高かった。また前の二つの研究より 中断率が高くなった。第 5 章の研究と、この研究では全体では対象の性質はそれほど大 きく違わないことを考慮すると、中断には技術の習熟が大きな影響を与えるのかもしれ ない。治療継続期間は里親が約 9 か月、非里親が約 7 か月であった。里親群の ECBI は 平均 72 点から 83 点となって、上昇した。非里親群では平均 99 点から 76 点と減少し た。里親に関しては前章でも指摘した問題がやはり大きいことが分かる。ECBI の経過 を見ると、実際には PCIT 実行中に初めて子どもの問題に気づくという状況や、その里親なりの育児に対する考え方があり、子どもを保護された実親のように育児の困難を感じているわけではないことなどが、このような結果をもたらしていると考えられた。特に子どもの問題行動に対して、何もしない(ignore 無視する)ことに対する抵抗感が大きいことが分かった。これまで里親には、初期の問題行動を「子どもの試し行動」としてすべて受け入れることがよしとされてきたが、このことの影響もあるかもしれないと考察されている。

#### 第Ⅲ部 総合考察

#### 第7章 総合考察

第7章ではここまでの文献研究による児童相談所の抱える治療面に関するニーズや現在の状況、PCITの有用性、児童相談所での実施における問題等が考察されている。

児童相談所で児童虐待の事例への対応が、安全確保から自立へと支援の重点が移る中で、PCIT が有効な役割を果たせる可能性がまず述べられている。実親との再統合の可能性を安全に高めるためにも、また里親が困難な子どもに対してあらかじめ個別の特性を把握し、対応の練習を行うためにも PCIT はよい機会となる可能性がある。次に児童虐待予防として PCIT を実施する上での課題として児童相談所で PCIT を行うことが再統合の条件とされる危険性が述べられている。すなわちこれをやれば、再統合が可能になるという形で一種の「お墨付き」として使われる危険について述べられている。そのような場合に保護者の困り感が表出されにくくなったり、心理的親子関係以外の問題が解決されないまま再統合が行われ、虐待が生じる危険性が高まったりする可能性がある。心理療法としての治療目標と、児童虐待対応としての福祉的判断は重なる点もあるが重ならない点もあることを意識していくべきだと述べられている。次に技法としての PCIT 実践の課題が述べられている。主にセラピストのトレーニング、人員、コストなどの問題である。

最後に、習熟した治療者が PCIT を行えば、児童虐待に関連するような困難事例にも、低い中断率で、PCIT が行え、特に有害事象も報告されず、保護者の主観的評価は高く、有用である可能性があること、しかし、里親への適応に関しては、臨床的には有用である可能性があるが通常の臨床例や児童相談所の家族再統合とは異なる目的、異なる経過

を取ると考えたほうがいいかもしれないことなどを指摘している。最後に本研究第Ⅱ部は、統制群のない症例集積研究による適用可能性、有用性の検証の限界だけでなく、特定の一県で特定の治療者により行われた研究であることも限界として意識する必要があるとしている。

#### 論文審査結果の要旨

論文審査は、2017年1月17日(火)に行われ、再提出の上再審査となった。2017年3月6日(月)に論文が再提出され同年3月17日(金)までに、再審査された。以下ではこの経過に沿って記述する。

#### 全般的な評価

上で述べたように、PCIT の有効性については、国際的にはランダム化対照試験や単群効果研究のメタアナリシス研究が複数行われており、子どもの問題行動の減少を主なアウトカムとした効果は実証されている。しかし日本においては、行動療法的なペアレントトレーニングの導入は遅れ、加茂やそのグループ研究者による数例の記述報告がみられるに過ぎない。

筆者の述べるように、日本においては 1991 年に初めて児童相談所における虐待への対応件数が調べられ、2000 年、議員立法の形で「児童虐待の防止等に関する法律」が成立し、初めて児童虐待の定義が法的に明文化された。1991 年以降児童虐待の対応件数は今日までずっと上昇を続けている。児童虐待の事例数の増加は、親子の再統合や里親の活用が、これまで以上に必要となることを示している。虐待や不適切な養育をする親は、育児の困難をきたしている親でもあり、このような親への支援としての教育プログラムが、現在の児童相談所では切望されているが、実証的に有効であるような構造的なプログラムはほとんど実施されていない。その要望に答えられる数少ないプログラムの一つがPCITであり、筆者はその先駆的な担い手であり、本論文は、その普及への試みの一つであると言える。

本論文は、効果研究としての位置づけから見ると、第一歩を踏み出した予備的な研究 に過ぎない。実証研究部分の第II部は、第4章、第5章は比較的少数症例を集めた記述 研究であり、第6章は里親と非里親における PCIT 適用の比較研究である。国際的にはすでにランダム化比較試験を集めたメタアナリシス研究がある状況であり、本研究はそれらには比較できない。しかし、社会的な文脈で見れば、児童虐待の急増に対応しきれないでいるわが国での導入という点、特に児童虐待の親子の支援の第一の現場である児童相談所での困難な虐待事例等への適用例の研究であるという点が評価できる。また、日本の臨床心理学の状況からみると、すなわち日本の心理療法、プレイセラピーの伝統からすると、親に直接インターコムによって子どもとの交流を指導するという PCIT の行動療法的介入については、受け入れる土壌が育っていないと言えるだろう。その中での臨床実践の報告であり、介入の結果も、海外と同等、あるいはそれ以上に良好で安全であったことが客観的に報告されていることは、本研究の評価できる点であろう。また、日本における導入という点で考えると、子育てという文化的な差が強く認識されている領域での、文化差を超えた効果検証の意義も、視野に含められるだろう。

#### 本論文審査の概要

2017年1月17日(火)の最初の審査の質疑応答で指摘された点の概要を挙げる。

- 1. 臨床の苦労が現れた労作の論文である。PCIT を効果的に使うことが有益だった ことは理解できる。研究の視点で見ると、研究方法がオープン研究で事例報告的で あるが、現在の状況ではこの制約は仕方がない。効果研究の観点からは症例集積研 究と考えることになる。
- 2. しかしアウトカムの設定について問題がある。もっと距離を置いた考察が必要ではないか。ECBI が主要なアウトカムであるなら例えば里親の事例ではそれが減っていないのに「効果的である」というのが納得できない。改善したとみることが難しいケースがある。予防的に実施するという異なる目的を持っているのであれば、アウトカムが適切でないかもしれない。
- 3. ECBI は、保護者が記入するため記入者のバイアスがある。今まで問題だとわかっていない保護者が問題に気づくこともありうる。評定の信頼性をどう考えるのか。 母の評価の妥当性をどう考えるか。
- 4. 有用性、適応可能性といういろいろな言葉が出てくる。用法の効果そのものと、 児童相談所でのひとつの手法として使えるのかどうかという、ふたつの論点がある

が、整理し切れていない。整理できるともう少し明快になると考えられる。

- 5. 児童相談所における本当のアウトカムは再統合がうまくいき、再通告がないということだと思うが、そのような外的なアウトカムの設定が将来的には必要だろう。 今の児童相談所のシステムでは問題がなくなった人の追跡は困難かもしれないがもう少し長期の指標が測定できればより良い論文になる。
- 6.「愛着」という言葉は誤解が多い。今後アタッチメントという言葉を使う方向性に あるので修正したほうが良い。

主査、副査よりこのような指摘があり、研究の枠組みを整理しなおしたうえ再提出を 待つこととなった。上記の点を修正のうえ、研究結果の記載の構造を組みなおして 2017年 3 月 6 日(月)に論文が再提出された。

再提出論文では、実証研究の枠組みについて大幅な修正があり、第4章では研究1と して開発者である Eyberg が実践した条件に近い大学附置機関における結果を検討し、 Eyberg の研究と同様の良好な結果を得たことが示された。第5章では研究2として研 究1の結果を受け、日本の児童相談所で PCIT を実施した記録から児童相談所における 適用可能性について検討し、児童相談所での実施における課題についても、検討した。 児童相談所の事例で子どもの問題行動の尺度 ECBI が事前事後の比較でほとんど軽減が みられなかったことについて明記し、その要因をまとめた。また児童相談所で実施する 事例については、親の変容、すなわち親が子どもに虐待しないことであることから親側 の変化を見る指標である DPICS の値を図示した。第6章では、これらの結果を受けて 児童相談所における里親群と非里親群の PCIT の結果を示し、里親における問題を明示 した。全体として各章の目的が分かりやすくなった。またすべての事例の概要について 同じ記載方法を取って記載し、第4章から第6章までの統一を図った。特に通常のPCIT の枠組みとは異なる里親事例についての PCIT の臨床についてはアウトカムも含めた枠 組みそのものの見直しが必要となることを示した。「愛着」の用語については適切な表現 に改められた。統制群の必要や有効性を評価するより長期的なアウトカムの必要につい ては、本研究の限界として記載された、

#### 再提出論文の評価と最終結果

更に主査、副査協議の上、第 4 章から第 6 章については構造が明確になったことを評価するが、この構成であれば、少数でも統計的処理を行うべきであること、また里親への PCIT が、その目的、アウトカムの適切性が今後検討される必要があることから、第 4 章から第 6 章について統計的な評価を行うべきであると指摘し、2017 年 3 月 16 日 ( にさらなる修正を受理した。

各審査委員による質疑応答は、主査金吉晴博士、副査小西啓史教授、副査小西聖子教授によって 2017 年 1 月 17 日 (火) に行われた。修正された論文の審査を行い 2017 年 3 月 17 日 (金)、論文の内容を博士号授与にふさわしいものと認めた。審査委員会は 2017 年 3 月 17 日 (金)、上原由紀氏に博士学位記授与を承認した。